

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 (略)

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第 号)

第二条(資金提供)に規定する罪に係る資金

3 (略)

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2、3 (略)

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二

(定義)

第二条 (略)

2 (同上)

一 (略)

(新設)

3 (略)

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2、3 (略)

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二

号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができるもの（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

256 (略)

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イから二までに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

255 (略)

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融庁長官は、前二条の規定により金融庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定

号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができるもの（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

256 (略)

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イから二までに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

255 (略)

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融庁長官は、前二条の規定により金融庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定

する金融庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるとときは、これを検察官等に提供するものとする。

（略）

（共助の実施）

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの）

く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第九条第一項から第三項まで、

する金融庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるとときは、これを検察官等に提供するものとする。

（略）

（共助の実施）

第五十九条（同上）

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第九条第一項から第三項まで、

第十条若しくは第十一條の罪に当たるものでないとき。

第十一條の罪に当たるものでないとき。

二〇八 (略)

2、3 (略)

別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係）

二〇八 (略)

第三

六十四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条（資金提供）又は第三条（資金収集）の罪

一〇六十三 (略)

二〇八 (略)

別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係）

一〇六十三 (略)

二〇八 (略)

第三